平成17年5月5日 島田市告示第6号

(趣旨)

- 第1条 市長は、島田市総合計画に掲げる協働のまちづくりを推進するため、市民が 主体的に取り組む事業で公益性を有するものに対して、予算の範囲内において補助 金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則(平成17年 島田市規則第36号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところによる。 (補助の対象)
- 第2条 市長は、次の全てに該当する団体が、別に定める島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付事業審査委員会(以下「審査会」という。)において選定され、第3項に規定する事業を実施したときに当該団体に対して、補助金を交付するものとする。
  - (1) 市内に活動の拠点を置く団体であること。
  - (2) 公益の増進に寄与することを目的とする団体であること。
  - (3) 活動の全てが特定の個人又は団体の利益を目的としない団体であること。
  - (4) 団体の運営に関する書類等を公開できる団体であること。
  - (5) 5人以上の者で組織する団体であること。
  - (6) 加入及び脱退が自由な団体であること。
  - (7) 政治的又は宗教的活動を目的としない団体であること。
  - (8) 公の秩序又は善良の風俗に反しない団体であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次条第1号に掲げる補助金の交付を受けようとする団体については、審査会による選定を省略することができる。
- 3 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす事業 とする。
  - (1) 公益を目的とするものであること。
  - (2) 地域課題の解決が図られるものであること。
  - (3) 島田市総合計画の施策に沿って提案されたものであること。
  - (4) 市民活動団体の特性を生かした先駆的又は新たな視点による取組であること。
- 4 前項の規定にかかわらず、市からこの要綱に基づく補助金以外の補助金等を受けている事業は、補助金の交付の対象としないものとする。

(補助金の種類)

- 第3条 補助金の種類は、次のとおりとする。
  - (1) 活動開始支援補助金(この要綱に基づく補助金の交付を受けたことのない団体であって原則として団体発足後5年未満のものが、活動を円滑に開始し、又は軌道に乗せることを目的とした事業に対する補助金をいう。以下同じ。)
  - (2) 活動育成支援補助金(団体の自立を促進し、活動を継続していくことを目的と した事業に対する補助金をいう。以下同じ。)
  - (3) 活動推進支援補助金(活動育成支援補助金の交付を2回受けた団体が、これまで行ってきた活動の拡充又は発展を図ることを目的とした事業に対する補助金を

いう。以下同じ。)

(4) 活動拡大支援補助金(活動育成支援補助金及び活動推進支援補助金の交付を合わせて4回受けた団体が、これまでの交付の対象となった事業を継承し、新たな活動の範囲の拡大を図ること又は団体同士の連携につなげることを目的とした事業に対する補助金をいう。以下同じ。)

(補助対象経費及び補助金の額(率))

- 第4条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次に掲げる額とする。
  - (1) 活動開始支援補助金の交付額は、当該事業に要する経費の4分の3以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、5万円を限度とする。
  - (2) 活動育成支援補助金の交付額は、当該事業に要する経費の3分の2以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。
  - (3) 活動推進支援補助金の交付額は、当該事業に要する経費の3分の2以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、20万円を限度とする。
  - (4) 活動拡大支援補助金の交付額は、当該事業に要する経費の2分の1以内の額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、30万円を限度とする。

(交付の申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、規則第13条第1号ア又はイに規定する補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに市長に申請しなければならない。
  - (1) 事業計画書(別記様式)
  - (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
  - (3) 会員名簿その他団体の組織の概要が分かる書類
  - (4) 団体に活動の実績がある場合にあっては、その内容が分かる書類
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする団体のうち概算払を受けようとするものは、前項 各号に掲げる書類のほか、規則第13条第10号に規定する資金状況調べを添付するも のとする。

(交付の制限)

第6条 第3条に規定する補助金の交付は、1年度につき1回に限るものとし、同条 第1号に掲げる補助金にあっては1回、同条第2号から第4号までに掲げる補助金 にあってはその種類ごとに2回を限度とする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、次のとおりとする。
  - (1) 事業の内容の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとすること。
  - (2) 補助の対象となる経費の額の20パーセントを超える額の変更(補助金の額の変

更を伴うものに限る。)をしようとすること。

2 規則第5条第2項の規定により付する条件は、補助金の収支に関する帳簿を備え、 領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた日 の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこととする。

(交付の決定)

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号ア又はイに規定する 補助金交付決定通知書により、補助金の交付の申請をした団体に通知するものとす る。

(変更の承認)

- 第9条 補助金の交付の決定を受けた団体が第7条第1項第1号又は第2号に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 変更事業計画書(別記様式)
  - (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めたとき は、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、申請をした団体に 通知するものとする。

(実績報告)

- 第10条 補助金の交付の決定を受けた団体は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業実績書(別記様式)
  - (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
  - (3) 事業の実施について確認することができる写真及び領収書の写し
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付確定の通知)

- 第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金 交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた団体に通知するものとする。 (補助金の請求)
- 第12条 補助金の交付の確定を受けた団体が補助金を請求しようとするときは、前条 に規定する補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日ま でに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(概算払の請求手続)

第13条 補助金の交付の決定を受けた団体が補助金の概算払を請求しようとすると きは、規則第13条第9号に規定する概算払請求書を市長に提出しなければならない 0

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年5月5日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の島田市まちづくり支援事業交付金交付要綱(平成14年島田市告示第66号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月24日島田市告示第44号)

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日島田市告示第46号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日島田市告示第52号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月15日島田市告示第126号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日島田市告示第78号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月14日告示第103号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に発足した団体は、同日に発足した団体とみなす。

附則

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の島田市協働のまちづくり推進事業費補助金交付要綱の規 定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適応し、同日前の申請 に係る交付金については、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の日前に改正前の島田市まちづくり支援事業交付金交付要綱第3条第1号に規定する活動育成支援交付金及び同条第2号に規定する活動推進支援 交付金の交付を受けた団体については、それぞれ改正後の島田市協働のまちづくり 推進事業費補助金交付要綱第3条第2号に規定する活動育成支援補助金及び同条 第3号に規定する活動推進支援補助金の交付を受けた団体とみなす。

## 別表 (第4条関係)

| 項目    | 対象となる経費                         |
|-------|---------------------------------|
| 講師謝礼等 | 外部講師及び専門的技術を有する協力者への謝礼等         |
|       | (1) 外部講師、専門家、出演者等への交通費及び宿泊費(原則と |
| 宿泊費及び | して実費とする。)                       |
| 交 通 費 | (2) 事業実施に直接必要な交通費(自家用車を利用する場合を除 |
|       | <.)                             |
| 消耗品及び | <br>  事業実施に直接必要な消耗品、原材料費等       |
| 原材料費  | ず未大旭に直接必要な旧代間、水内相負す             |
|       | (1) 外部講師の食事代及び飲物代               |
|       | ア 食事代は1人当たり500円、飲物代は1人当たり150円を上 |
|       | 限とする。                           |
| 食 糧 費 | イ 食事代は、食事を提供することが社会通念上適当と認めら    |
|       | れる場合に限るものとする。                   |
|       | (2) 作業等従事者の飲物代(水分補給が必要な場合に限り、1人 |
|       | 当たり150円を上限とする。)                 |
| 燃料費   | 作業時に必要な機材、車両等の燃料費               |
| 印刷製本費 | ポスター、チラシ、資料等の印刷、コピー代等           |
| 通信運搬費 | 事業の実施に係る連絡等に要する郵便料等             |
| 保 険 料 | 参加者等に係る保険料                      |
| 使用料及び | <br>  会場使用料及び車両、機材等の借上料         |
| 賃 借 料 | 大勿区川代及U中門、1枚付 寺の旧上代             |
| その他経費 | 審査会の意見を聴いて、市長が適当と認めたもの          |

## 別記様式(第5条、第9条、第10条関係) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

## 1 補助金の種類

|   | 交付金の種類    | 今までに交付を受けた回数 |
|---|-----------|--------------|
| 1 | 活動開始支援補助金 | 旦            |
| 2 | 活動育成支援補助金 | 回            |
| 3 | 活動推進支援補助金 | 回            |
| 4 | 活動拡大支援補助金 | 回            |

## 2 事業の目的等

| 補助金の交付<br>を受けて行う<br>(行った)事業<br>の目的 |  |
|------------------------------------|--|
| 補助金の交付<br>を受けて行う<br>(行った)事業<br>の内容 |  |
| 事業により得ら<br>れる (得られ<br>た)効果         |  |

3 事業完了(予定)年月日

年 月 日

(注)

- 1 「今までに交付を受けた回数」は、この要綱に基づき補助金の交付を受けた回数を、補助金の種類ごとに記載すること。
- 2 「事業により得られる (得られた)効果」の欄は、内容を箇条書きで記載すること。
- 3 変更事業計画書の場合は変更後の事業の目的等を記載し、併せて変更前の事業の目的等をそれぞれの欄に括弧書きで記載すること。